

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 6 日（水） 午後 1 時 45 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 4 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 1 時 45 分 閉会 午後 1 時 58 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 31 年 3 月 6 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会で表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託された議案 12 件について、審査を行います。はじめに、議案第 19 号「長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。補足説明執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 それでは、議案第 19 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。民間労働者につきましては、昨年成立いたしました、いわゆる「働き方関連法」のうち、時間外労働の上限規制などを盛り込んだ改正法が、この 4 月 1 日から施行されます。また、国家公務員においても長時間労働を是正する観点から、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講ずるため、人事院規則が改正され、4 月から施行されることから、本市におきましても、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、国に準じ改正するものです。

なお、規則で定める時間外勤務命令の上限は、国家公務員に準じ、1 カ月につき 45 時間以下、1 年について 360 時間以下とし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては 1 カ月について 100 時間未満かつ 1 年について 720 時間以下と設定することとし、適切な対策等講じていくこととしています。

吉津委員長 質疑以上で補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 今補足説明がありましたが、まず職員の方の働き方の実態の把握というのはどういうふうに。できているのかいないのか、お尋ねいたします。

大賀人事係長 働き方の実態ですが、時間外勤務については所属長による時間外勤務命令及びその後の実施については実績報告というか、実績報告を行うということで実態を管理しているというところでございます。

三輪委員 このことによって例えば民間企業のようにタイムカードを導入するとかそういうお考えはあるんですか。

坂野総務課長 すぐというわけではございませんけども、職員自らが登庁、退庁の時間を控えて帰るようなシステムと言いますか、そういうのを作っていないといけないと思っております。

三輪委員 参考資料のその他のところで、規則を定めるということなんですけども、その上の方で、上限時間の設定というのは今言われたところですが、及び特例というのは、例えば災害時とか有事の場合とか、そういうのを特例というふうに理解していいんですかね。

大賀人事係長 お答えいたします。特例業務については、災害への対処、重要な政策に関する業務、その他の重要な業務であって、特に緊急に処理をすることを要するものとして任命権者が認めるものということで、規則の方で定める予定でございます。

三輪委員 その下の対策の実施というのはどのようなことを規則に盛り込まれることを考えていらっしゃるのかお尋ねします。時間外勤務縮減に向けた対策の実施というふうに、その他のところで下にうたっておりますけど、どのような対策を実施されることを考えていらっしゃるのか。

坂野総務課長 業務の縮減合理化に取り組むなど超過勤務の縮減に向けた適切な対策を講じるものとし、さっきの上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には少なくとも年1回その要因の整理・分析を行い、検証することとしております。

三輪委員 例えば長門市役所はすでにフレックスタイムというのは導入されているんですか。

坂野総務課長 フレックスタイムという形ではないですけど、早出、遅出といえますか、そういうのは取り組んでおります。

三輪委員 例えば早出、遅出、それも時間外勤務の縮減に向けた一つの対策としてそういうふうなことをされているわけですか。

坂野総務課長 例えば夕刻以降にあらかじめ分かっている業務がある場合とかは、その時間に係るようなかつこうでちょっと朝を遅らせて出勤していただくとか、そういう形が考えられます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第20号「長門市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案第20号長門市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。地方公務員法第26条の5に基づき、職員が公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、例えば、大学等の課程の履修や国際貢献活動をするために、

給与を支給せずに休業することを承認する自己啓発等休業制度があります。今回の自己啓発等休業条例の改正につきましては、学校教育法の改正に伴いまして、参照する条項に変更が生じたことから、所要の改正を行うものです。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 今の休業に対してのお給料と言いますか、先ほど無給でというふうに言われたのですが、それはこの度改正しても変わりがないんでしょうか。

藤田企画総務部長 これは地方公務員法で定められている分の条例改正、条例について定めている条例なんですけど、今回の改正については別の法律の改正に伴って条項がずれたものでありまして、無給については変わりがございません。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 28 号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 それでは議案第 28 号の補足説明をさせていただきます。工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格が日本産業規格に変更されるため、長門市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（なしと呼ぶ声あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 37 号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案第 37 号について、補足説明を行います。今回の事故につきましては、2 月 7 日（木）午後 0 時 30 分頃、長門市駅前広場の送迎用駐車場におきまして、相手側の車が駐車場から出ようとした際、タイヤ止めのブロックを固定する鉄製の杭、アンカーピンのボルトが浮き出ていたために、車のバンパー下にアンカーピンのボルトが引っ掛かりまして、車の底の部分が破損したものです。今回の事故を受けまして、市では、タイヤ止めの緊急点検を行うとともに、今後も、定期的に駐車場附属物等の損傷や異常の有無の確認等点

検を行うことで、このようなことが起きないようにしてまいります。なお、今回の事故につきましては、市が加入しています全国市長会市民総合賠償保障保険から、全額保険適用となります。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 タイヤ止めのピンがどうして浮いたのか、その原因は分かっているんですか。

西島都市建設課長 まず、今回都市建設課所管の施設でこのような事案が発生したことに关しまして、関係者の皆様にお詫びを申し上げます。それでは今の、田村委員さんの質問ですけれども、原因につきまして、対象となったブロックを通報があったその場で確認しております。駐車場のブロック止めに关して、車が駐車する際に当然タイヤが当たるといことが発生します。そういったことが繰り返し行われることで、ブロックのボルトが徐々に浮き出たといことが想定できます。こういった事例はメーカーに問い合わせてみましたが、あまり事例がないという回答でございましたので、原因の特定にはまだ至っておりません。また、人為的にピンが引き抜かれたかといことも想定されるんですけれども、それも現在のところ分かっておりません。原因がちょっと分かっておりませんので、先ほど総務部長の方から説明がありましたように、点検については注意深く施設を確認しながら管理してまいりたいと思っております。

田村委員 けがとかなくてよかったんですけども、原因がはっきりしていなくて、そして市がこれを賠償するというその根拠はどこにあるんですか。

西島都市建設課長 今回の事案を保険会社の方に事故の状況等、照会をしております。当然運転者にも車を運転する時には注意義務がありますけれども、運転席から今回のブロック止めのピンが浮いているかどうかといのは確認が不可能であろうといことで、運転者の責任を問うことはできないだろうとい判断のもとに、長門市の責任割合を 100%としたところでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 37 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、11 日、予算決算常任委員会総務分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。